平成２９年（フ）第７５号
福島県郡山市大槻町字北田38番地の１　大槻荘23号
破産者　菅野　忠保
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
川崎市多摩区菅北浦２―12―２　グリーンハイツ102、住民票上の住所川崎市多摩区菅北浦５丁目１番17号
破産者　照井　　廣
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
川崎市多摩区南生田６－１―16　茂富ハウス７―304号、住民票上の住所青森県八戸市大字妙字坂中58番地16
破産者　木津谷章久（旧姓小笠原）
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
川崎市川崎区小田２丁目19番３号　竹内荘
破産者　中村　　健
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
新潟市秋葉区日宝町２番24号、前住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮野2584番地
破産者　髙口　貞夫
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６７号
石川県白山市石同新町101番地
破産者　森田　憲明
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目１番22号日栄ハイム南浜松１―306
破産者　榊原　浩一
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
静岡県浜松市中区佐藤２丁目３番１号パラドール佐藤701号室
破産者　浅井　　洋
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９１８号
京都市山科区西野八幡田町８番地12
破産者　奥村　香里
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
京都府向日市寺戸町中村垣内21番地の６
破産者　佐々木寧子
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
京都市中京区寺町通夷川上る藤木町24番地アサヒカレッジハイツ　310
破産者　美味菜々歌こと髙山貞子こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧＳＯＯＫ　金　　貞淑
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
奈良市南紀寺町５丁目83番地の８
破産者　岡﨑　員士
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７２号
香川県高松市紙町419番地31　コート紙町Ⅸ104号
破産者　新名　　忠
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４４号
佐賀県佐賀市与賀町50番地３　セルシオ佐大前101号、破産手続開始決定時の住所佐賀市今宿町７番１号
破産者　デンキのイヌヅカこと　犬塚　公平
１　決定年月日　平成29年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目614番地の46シャトレ狭山ケ丘102、前住所埼玉県所沢市若狭４丁目2478番地の11　コーポ若狭202
破産者　石森　英幸
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１７号
神奈川県秦野市渋沢3002番地の２、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢2447番地
破産者　諸星　元治
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１８号
神奈川県秦野市渋沢3002番地の２、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢2447番地
破産者　諸星フミ子
１　決定年月日　平成29年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部